

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので
公告します。

令和7年12月25日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

- (1) 業務名 奈良県文化会館公共施設等運営事業
(2) 業務履行場所 奈良県文化会館
(3) 業務内容 奈良県文化会館公共施設等運営事業募集要項(以下、募集要項といふ。)
のとおり。
(4) 委託料上限金額 5,287,517千円(消費税及び地方消費税込み)を限度とします。
(5) 履行期限 令和25年3月31日

2. 参加資格

募集要項のとおり。

3. 失格事項

募集要項のとおり。

4. 手続き等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県地域創造部文化振興課
TEL: 0742-27-8478
- (2) 募集要項等の交付方法並びに貸与資料の閲覧方法等
① 募集要項等の交付方法
令和7年12月25日(木)から優先交渉権者の決定、公表までの間に、(1)の
担当部局またはインターネットホームページ「奈良県地域創造部文化振興課」から入
手するものとします。
担当部局から入手の場合は上記期間のうち奈良県の休日を定める条例(平成元年三
月三十一日奈良県条例第三十二号)に規定する休日を除く9時から17時まで(12
時から13時までの間は除く。)とします。
② 貸与資料等の閲覧、貸出及び返還方法
募集要項のとおり。
- (3) 参加資格確認申請書、企画提案書の提出等
募集要項のとおり。
- (4) 受託事業者の選定
募集要項のとおり。

5. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とします。
(2) 提出された企画提案書等は返却しません。
(3) その他については実施要項及び仕様書に示すところによります。

6. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注してください。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本

業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定の届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。